

目 次

はじめに

凡 例

第1章 再審の理念と再審法改正 1

1 本章の課題 1

2 再審の理念 2

1 誤判の是正・無辜の救済 2

2 人権保障の制度としての再審 3

3 確定力・法的安定性と誤判の是正・無辜の救済 5

確定力・法的安定性と実体的真実・具体的正義の矛盾・調和／利益再審に
おける誤判の是正・無辜の救済／再審の機能の強化と刑事司法の健全性

3 再審法改正の現段階 9

1 再審法改正の立法事実 9

2 再審法改正に向けての具体的な動き 11

日弁連と再審議連／法務檢察の始動／法制審再審部会／法制審総会と答申
再審部会における審議の構図と議論の進行

4 法制審「要綱（骨子）」と再審法改正の在り方 18

1 法制審「要綱（骨子）」の概括的評価 18

消極的評価の広がり／「附帶事項」と裁判所・檢察官の裁量／証拠提出命
令の有効な機能の前提の欠如

2 議員立法と閣法 22

再審部会と閣法／再審部会と法務檢察の強い影響力／議員立法による改正
への期待

5 おわりに——再審法改正の原点 26

第2章 誤判事件が示す再審法改正の立法事実 28

- 1 はじめに 28
- 2 改正論の契機 28
- 3 各課題に関する立法事実 29
 - 1 証拠開示 29
目的・範囲／保管・管理／再審請求準備段階の開示／一覧表の開示
 - 2 開示証拠の目的外使用禁止 37
 - 3 検察官抗告 38
 - 4 手続規定 42
事実の取調べへの立会い等／期日を設ける必要性／手続の公開
 - 5 再審理由 44
 - 6 再審請求権者の範囲 45
 - 7 裁量による刑の執行停止 46
 - 8 弁護人による援助 47
国選弁護制度／秘密交通権の保障／小括
 - 9 再審公判における証拠の取扱い 49
 - 10 実務家から立法事実が不存在とされたが答申に盛り込まれた制度 50
調査手続／再審開始決定を含む再審請求審に関与した裁判官の除斥
- 4 おわりに 52

第3章 再審開始事由 54

- 1 再審の正当化事由 54
- 2 現行法上の再審開始事由 57
 - 1 435条1号から3号および7号(436条1項1号および2号) 57
 - 2 435条4号および5号 60
 - 3 435条6号 60
- 3 再審部会における議論 62
 - 1 序 62
 - 2 死刑の量刑再審 64
 - 3 手続の憲法違反 67
 - 4 確定判決に代わる証明 71

4	おわりに	74
第4章	再審請求——再審請求権の実質的保障	75
1	本章の課題	75
1	再審請求権	75
2	本章の課題	76
2	現行制度の構造的問題と再審請求権	76
1	現行制度の構造的問題	76
	請求人の重い負担と直面する困難／不提出証拠へのアクセスの限定	
2	再審請求権の実質化	79
	再審請求準備の困難性／不提出証拠にアクセスする機会の保障	
3	再審請求の準備段階での不提出証拠アクセスの保障	82
	証拠開示の手続の創設／開示すべき証拠／合理的疑いにつながる証拠の開示／再審部会の議論—通常審軽視／再審部会の議論—確定判決の軽視・制度的な不整合／再審部会の議論—再審請求の理由との関連性	
3	弁護人の援助を受ける権利	94
1	再審請求と弁護人の援助	94
	弁護人の援助を受ける権利／選任率の圧倒的な低さ	
2	公的弁護の制度化	96
	公的弁護制度の創設要求／再審部会の議論—公的弁護の必要性・相当性／再審部会の議論—要否の判断	
4	おわりに——調査手続に生じる歪み	100
第5章	調査手続と再審請求権者	101
1	調査手続	101
1	法制審「要綱（骨子）」の内容	101
2	提案の経緯	101
3	再審部会の議論	102
	実務家からの疑問／調査手続における手続保障／棄却を義務付けることの問題点／棄却決定となる各項目について／調査の範囲／不服申立期間	
4	検 討	113

2	再審請求権者	115
1	法制審「要綱(骨子)」の内容	115
2	再審請求権者の範囲に関する立法事実	116
3	再審部会の議論	117
	再審請求人の範囲／受継しうる者の範囲／弁護人が付されている場合の手続の継続	
4	検 討	123

第6章 再審請求審における証拠開示 127

1	はじめに	127
2	再審実務における証拠開示の運用	128
1	布川事件	129
2	東電女性社員殺人事件	130
3	松橋事件	132
4	袴田事件	133
5	福井女子中学生殺人事件	136
3	再審法改正の動向	138
1	序	138
2	直接開示型と裁判所提出型	140
3	対象となる証拠の範囲	142
4	義務的開示命令と裁量的開示命令	145
4	おわりに	146

第7章 明白性判断に関する議論の援用方法 148

1	はじめに	148
2	刑訴法435条6号の規定について	148
1	日弁連委員・幹事の提案とそれに対する批判	148
2	多様な反論の可能性	149
3	「再審法の改正に関する意見」の批判と再審部会の反応	151
3	証拠提出命令の範囲と明白性判断・その1	152
1	法制審メンバーのスタンス	152

2	成瀬幹事の反論	153
	第12回会議における成瀬幹事の発言／白鳥・財田川決定以後の3判例の援用／マルヨ無線事件第5次再審請求特別抗告審決定／大崎事件第3次再審請求特別抗告審決定／飯塚事件第1次再審請求特別抗告審決定／判例を一貫したものとして解釈しようとしな／近時の判例を優先させるべき根拠の不在	
4	証拠提出命令の範囲と明白性判断・その2	163
1	限定的再評価説とリンクさせた証拠提出命令の範囲	163
2	江口委員のシミュレーション	166
3	成瀬幹事のシミュレーション	168
4	池田委員のシミュレーション	170
5	川出委員のシミュレーション	171
6	シミュレーションの不毛	173
5	おわりに	174
第8章 検察官不服申立		175
1	はじめに	175
2	法制審「答申」の内容と議論の経過	175
3	二段階構造の再審手続との整合性	177
1	法制審「答申」を支える論理	177
2	二段階構造と不服申立ての禁止	178
3	再審開始決定は中間的な判断か	179
4	刑訴法435条各号と不服申立	181
5	検 討	182
4	上訴制度の在り方との整合性	183
1	法制審「答申」を支える論理	183
2	上訴制度と再審制度の相違と検察官の地位・権限	185
3	検 討	187
5	確定判決の法的安定性と検察官不服申立	187
1	法制審「答申」を支える論理	187
2	再審制度と「法的安定性」の意味	188
3	法的安定性に関する「フィクション性」に対する批判	189

4 検 討	190
6 迅速な再審手続と検察官不服申立	192
1 法制審「答申」を支える論理	192
2 検察官不服申立の禁止と迅速化	193
3 検 討	194
7 おわりに	195
1 議論全体に関する評価	195
2 二段階構造をめぐる議論の重要性	196
3 刑訴法435条6号とそれ以外の再審理由との関係	197
4 立法事実と「疑わしきは被告人の利益」の意義	198

第9章 再審請求審と再審公判の関係 200

1 はじめに	200
2 再審請求手続の構造	202
3 再審開始決定に対する不服申立て	207
4 再審開始決定の効果	212
5 再審公判手続の構造	214
6 再審公判の限界	217
7 おわりに	219

巻末資料

- ・ 議連法案「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」
- ・ 法制審議会「諮問第129号に対する答申案」(要綱(骨子)含む)